

【議案第 23 号】

令和 8 年度浜田市一般会計予算

私は、議案第 23 号 令和 8 年度 浜田市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

どうしてもわからないことがあります。この後、足立議員が賛成討論をされるこのことが理解できません。あれほど、社会福祉協議会助成事業、地域包括センター運営事業に対して強烈に批判しかつ、附帯意見まで付けようと息巻いていた足立委員が一体どうしてここで賛成となるのでしょうか。厳しく追及してははずの予算に対して、なぜ反対しないのか。足立議員には、賛成討論の中で、その心変わりの理由を市民が納得できるように、はっきりと説明していただきたいと思います。

さて、本予算に反対する具体的な理由を述べます。

社会福祉協議会助成事業等、地域包括センター運営事業、これに関わる社会福祉協議会への巨額な支出についてです。3 つありまして一つはホスピタリティの欠如です。昨日、私は社協のトップと話をするため足を運びましたが、会議中とのことで会えず、課長の対応を待ちましたが一向に現れず、しびれを切らして帰宅しました。驚くべきはその後です。トップからも課長からも、電話一本の連絡すらありません。地域福祉や「ホスピタリティ」を仕事にしている組織が、この程度の親切さ、丁寧さすら持ち合わせていない。ここに根本的な問題があるのではないのでしょうか。過去には他人の印鑑を勝手に使用し、説明したことにするといった不祥事も起こしている組織です。その体質は今も変わっていないと考えざるえません。

二つ目は行政の管理不足と徹底したメスの必要性です。浜田市の担当課は、社会福祉協議会の実態を把握していない。何々を聞かれても答えられないことが多くありました。これだけの巨額予算を投じるのであれば、最低限、税務上の申告書、科目明細、銀行の残高証明、借入金明細を提出させ、精査すべきです。正しく経理が行われているかどうか疑わしい状況で、なぜ盲目的に予算をつけ続けるのか。ここでメスを入れずして、いつ入れるというのか。給与は、人事院勧告にスライドしてアップしているそうです。そもそも人事院勧告は公務員のためのものです。公務員はストライキ権がありません。そのため、人事院勧告を真似するように措置されています。しかし、社会福祉協議会にはストライキ権があります。人事院勧告のとおりスライドする筋はありません。

三つ目は解体すら辞さない覚悟の必要性があると思います。今の社協を一旦、執行停止にし、組織を解体しても構わないとすら思っています。現在、福祉現場は深刻な人手不足です。社会福祉協議会を解体しても、そこで働く意欲ある人材を受け入れる事業所はいくらでもあります。それらの事業所が社会福祉協議会の代わりの役割を担う

令和8年3月定例会議 森谷 公昭議員 反対討論

ことで、市民サービスに何の問題も生じません。

結論ですが、特定の組織を温存し、不透明なまま人件費を垂れ流す予算案は、到底容認できません。メスを入れるか、解体するか。その瀬戸際にあるという認識が行政側には致命的に欠けています。

以上の通り、足立議員の心変わり及びそして組織の不健全な維持を助長する本予算案に対し反対として私の討論を終わります。